

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 9 月 23 日（水）第 143 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 令和 2 年 4 月 19 日 執行の鹿児島市議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表（監査委員事務局取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第50号

令和 2 年 4 月 19 日 執行の鹿児島市議会議員選挙に係る当選の効力に関し千葉県いすみ市大原 10082-39 佐藤比呂志から提出された審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和 2 年 9 月 23 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成
裁 決 書

千葉県いすみ市大原10082-39

審査申立人 佐藤 比呂志

審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 2 年 6 月 20 日付け審査申立書をもって提起された、令和 2 年 4 月 19 日執行の鹿児島市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する審査の申立てについて、鹿児島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

申立人の本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨 及 び 理 由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和 2 年 4 月 20 日付けで鹿児島市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同年 6 月 2 日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙における申立人と同姓候補者である佐藤高広（以下「当該同姓候補者」という。）の当選の無効及び選挙会の決定の取消並びに申立人及び当該同姓候補者の得票並びに無効票の数え直しを求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

- 申立人は、本件選挙の選挙人であった。
- 本件選挙において、当該同姓候補者の得票及び無効票に、申立人の得票が混入していた可能性がある。
- 本件選挙における当該同姓候補者の得票数は、前回の鹿児島市議会議員選挙から大幅に増加しているが、本件選挙期間中に選挙カーの助手席に座って手を振っていただけの当該同姓候補者が多くの票を得たか不思議でならない。

(4) 市委員会は、原決定の「第 2 決定の理由」において、「本件申出の理由について明確に具体的に記載するよう相当の期間をもって申請書の補正命令を行い、あわせて本件申出に係る証拠書類又は証拠物の有無について照会を行った」としているが、市委員会が申立人に発出した「選管第指 2 号」には、このことについて記載はなく、そのような記載があれば、本件審査の申立てのように具体的に申出の理由を記載していた。

(5) 申立人は、本件選挙の告示日の前日、市委員会に対し、本件選挙において候補者が開票立会人となることが可能かどうか質問し、可能であることを口頭で確認した。

しかし、本件選挙の開票日当日に、それが不可能であることが判明し、また、開票立会人の届出は当該開票日の 3 日前までに行わなければならないことも判明した。

このようなことにより、申立人は開票立会人を擁立することができなかった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人から提起された審査申立書に不備があったため、申立人に補正を命じ、申立人による補正の結果、審査の申立てを適法なものとして認めたのでこれを受理するとともに、市委員会からは弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書及び関係資料の提出を受けるなど、慎重に審理を行った。

当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（名古屋高等裁判所平成 4 年 12 月 17 日判決）とされている。

当委員会は、このような観点から、申立人が主張する審査の申立ての理由について、次のように判断する。

1 審査の申立ての理由(1)について

このことについて、申立人と市委員会の主張に相違はない。

2 審査の申立ての理由(2)について

(1) 市委員会から提出のあった弁明書には、以下のとおり記載されている。

ア 開票事務は、令和 2 年 4 月 19 日午後 9 時 28 分から、鹿児島市鴨池公園多目的屋内運動場において、当委員会によって選任された選挙長、候補者からの届出による選挙立会人 8 名、事務従事者 307 名により開始された。選挙長及び選挙立会人は一連の開票事務を監視しうるように配置されており、また、一般人も開票事務を参観することが可能であり、全体を確認できる状態にあった。

イ 開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

(㌥) 分類係、審査係及び回付係を除く事務従事者で分類機使用の準備作業である投票用紙の天地表裏揃え作業を行い、分類係において分類機を使用して、候補者毎に仕分けを行った。分類係で仕分けされた候補者票は、点検係において一枚一枚確認し、他の候補者の票や無効票が混入していないか点検された。分類機で読み取れなかった票も、区分係で事務従事者によって仕分けられた後、同じように点検係で混入票がないか点検される。

(㌦) 点検係で確認後、計数係で候補者別の 100 票単位に結束された票は、結束係において 500 票単位に結束され、点検台上において選挙立会人 8 人及び選挙長からの最終点検を受けた。

(㌧) 無効投票は、審査係で分類し、点検・確認を経た後、結束して選挙立会人及び選挙長に回付され、最終点検を受けた。

(㌨) 開票の結果は、投票総数 182,342 票、有効票は 180,514 票、無効票は 1,828 票であり、同姓候補者の得票数は、3,799,058 票、審査申立人の得票数は 394,941 票であった。

ウ 以上のとおり、開票事務に係る一連の手続は、適正・適法に執行されたものと認めるのが相当であり、計数係において、100 票束作成後に 2 回目の点検を実施することにより同姓候補者の票が混在しないよう対策していることを確認している。

また、選挙録によると選挙立会人及び選挙長は選挙録の記載が真正であることを確認して署名していること、さらに審査申立人が開票ミスを裏付ける具体的な根拠や証拠等

も示していないことから、当該主張を否認する。

- (2) 申立人は反論書において、無効票並びに当該同姓候補者及び申立人の得票の合計は 6,021 票（ママ。正しくは「6,021.999 票」である。）であり、選挙人が票を数え直したいという強い希望があること、その確認は鹿児島市役所職員 2, 3 名と申立人で行えば約 2 時間以内で終了すること等をもって、市委員会が票の確認作業を行わないことに疑問を呈しているが、本件選挙の当選者の決定に影響を及ぼすような開票ミス等に関する具体的な主張はない。
- (3) 市委員会から提出のあった選挙録によると、本件選挙について、弁明書に記載のとおり、選挙立会人及び選挙長が当該選挙録の記載が真正であることを確認して署名していること、また、申立人からは、開票ミスなど当選の無効に関する具体的な根拠や証拠等も示されていないことから、申立人の主張を採用することはできない。

3 審査の申立ての理由(3)について

市委員会から提出のあった弁明書には、「同姓候補者の得票数は適正・適法に執行されたものであり、同姓候補者の選挙運動等について当委員会が申し上げる立場にない。」と記載されており、このことについて、申立人からの反論はない。

そもそも得票数は、年月の経過に伴う社会経済の変化とこれに応じた世論の関心事項の変動などから、同一選挙区の同一候補者であっても、選挙ごとに変動し得るものであり、また、選挙運動内容から得票数を予想できるものではなく、申立人の主張を採用することはできない。

4 審査の申立ての理由(4)について

- (1) 市委員会から提出のあった弁明書には、以下のとおり記載されている。

ア 選管第指 2 号に「令和 2 年 4 月 28 日に異議申出人（以下「申出人」という。）に対し、本件申出の理由について明確に具体的に記載するよう相当の期間をもって申出書の補正命令を行い」の記述がないのは事実であるが、鹿児島市選挙管理委員会指令第 1 号の補正命令書により、理由が不明確であるため補正するよう命令している。

イ 補正書及び証拠書類又は証拠物（以下「補正書等」という。）の提出についての命令期日（令和 2 年 5 月 13 日）の午後 4 時 30 分に、電話により当委員会から審査申立人に対して、補正書等の提出の有無について確認したところ、審査申立人は提出しないと回答している。

- (2) 上記(1)に対する申立人からの反論はない。

- (3) 当委員会は申立人に対し、本件申立てに係る異議の申出に関し、申立人が市委員会から受領した文書の写しの提出を求めたところ、申立人から、市委員会の弁明書にある「鹿児島市選挙管理委員会指令第 1 号の補正命令書」が提出された。

当該命令書は、令和 2 年 4 月 28 日付けで申立人に発出され、その内容は、「異議申出の理由」が明確に具体的に記載されてないため、同年 5 月 13 日までに補正し、1 通提出することを求めるものとなっており、申立人の主張を採用することはできない。

5 審査の申立ての理由(5)について

- (1) 市委員会から提出のあった弁明書には、以下のとおり記載されている。

ア 審査申立人が本件選挙の告示日の前日に当委員会で立候補届出書等の事前審査を受けた際、当委員会の事務局職員が「開票立会人は出されますか」と質問し、審査申立人は「開票立会人は出さない」と回答しており、当該職員が「立候補者は開票立会人になれる」と言ったとの事実をこれを否認する。

イ 事前審査時、審査申立人は本委員会作成の「鹿児島市議会議員選挙候補者の心得」を所持しており、その 9 ページ 19 行目には開票（選挙）立会人となるべき者の届出について詳細な記載がある。

- (2) 上記(1)に対する申立人からの反論はない。

- (3) 市委員会事務局職員が「立候補者は開票立会人になれる」と発言したことについては、申立人と市委員会の主張が異なっており、双方から具体的な証拠等は提出されていない。

一方で、市委員会から提出のあった「鹿児島市議会議員選挙候補者の心得」には、「開票（選挙）立会人となるべき者の届出書」について、「届出は、選挙期日の 3 日前〔4 月

16日（木）の午後 5 時までには、必ず候補者が別紙様式で行わなければならない。」と記載されており、仮に申立人の主張が正しいとしても、申立人は期限までに開票立会人の届出をしておらず、「開票立会人を擁立できなかった」とする主張は採用することができない。

6 結論

以上によれば、申立人の本件審査の申立ては、いずれも理由がない。

よって、当委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和 2 年 9 月 14 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

教 示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所宮崎支部に訴訟を提起することができる。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 23 日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大藪 豊
同	寺田洋一
同	成尾信春